

# 福祉医療費助成制度のお知らせ

問合せ先 市民文化部保険年金室 (☎84-5005)



福祉医療費助成制度は、医療費の一部を助成することにより、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とした制度です。医療機関で受診した場合、その医療費の自己負担額を助成します。

## ● 子ども医療費助成

**対象者：**出生してから、15歳到達後の最初の3月31日までの子ども（亀山市独自の制度として中学生まで無料）

**所得制限：**亀山市では、保護者に対する所得制限は設けていません。

## ● 心身障害者・65歳以上心身障害者医療費助成

**対象者：**

- ▷ 身体障害者手帳1級～4級に該当する人（4級は亀山市独自の制度）
- ▷ 療育手帳A1・A2・B1（最重度・重度・中度）に該当する人、または知能指数が50以下と判定された人
- ▷ 精神障害者保健福祉手帳1級に該当する人（通院にかかる医療費のみ）

**所得制限：**亀山市では、本人および保護者、配偶者に対する所得制限は設けていません。

## ● 一人親家庭等医療費助成

**対象者：**一人親家庭等の母または父および児童  
対象となる一人親家庭等とは、18歳到達後最初の3月31日までの児童（高校生を含む）を養育している人および児童を言います。

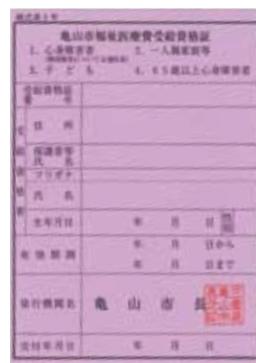
**所得制限：**対象者に所得制限があります。  
また、対象者が家族の人などに扶養されている場合は、扶養している人にも所得制限があります。

## 9月1日から受給資格証が変わります

毎年9月1日が受給資格の更新日です。受給資格更新の審査の結果、引き続き受給資格を持つ人には、8月下旬に新しい受給資格証をお届けします。

来年度に中学校へ入学する子どもには、中学校卒業まで有効な**ピンク色**の受給資格証を送付します。

受給資格証の色が、水色から**薄紫色**に変わります。



## 申請はお済みですか？

各医療費助成の受給資格を満たす人で、まだ受給資格の申請をしていない人は、市民文化部保険年金室へ申請してください。

### 申請に必要なもの

- ①健康保険証
- ②保護者または本人名義の通帳
- ③印鑑

次の内容に該当する人は、別途書類などが必要です

- 心身障害者・65歳以上心身障害者：  
身体障害者手帳、療養手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか
- 一人親家庭：母または父および子どもの戸籍謄本
- 平成28年1月2日以降に転入した人またはその保護者：  
平成28年1月1日現在に住所を有していた市町村発行の、平成28年度(平成27年分)の所得・課税証明書

## 福祉医療費 Q&A

### Q.1 病院にかかるときはどうするの？

医療機関の窓口で、亀山市福祉医療費受給資格証と健康保険証を提出して、医療費をお支払いください。後日、市から医療費を振り込みます。

### Q.2 三重県外で病院に行ったら？

県外の医療機関で受診した場合は、領収書(レシート不可)と受給資格証を市民文化部保険年金室または市民文化部関支所地域サービス室へ提出してください。後日、市から医療費を振り込みます。

### Q.3 医療費はいつごろ振り込まれるの？

医療機関で受診した日から3～4カ月後の月末(金融機関が休業日の場合は前営業日)に指定の口座に振り込みます。ただし、後期高齢者医療制度に加入している人は、約6カ月後の月末に振り込みます。

また、医療機関から市への報告順で支払いを行うため、受診順と振り込み順が前後する場合がありますのでご了承ください。

### Q.4 受けられる給付は？

保険適用分の医療費は全額対象になります。ただし、保険適用外の健康診断、予防接種、差額ベッド代、労働災害などは対象になりません。

### Q.5 学校などでけがをして、スポーツ保険の給付が受けられる場合は？

ほかの公費(日本スポーツ振興センター災害給付金、高額療養費、付加給付金など)が受けられる場合は、福祉医療費の助成対象になりません(高額療養費と付加給付金をご加入の健康保険者へお問い合わせください)。

### Q.6 加入している健康保険が変わったら？

新しい保険証と印鑑を持参の上、保険変更の届け出をしてください。手続きをしていないと、正しい助成額が支払われない場合があります。

### Q.7 コルセット(治療用装具)を装着した場合の助成はどうするの？

①対象者が加入している医療保険の保険者へ提出した医師の意見書の写し、②領収書の写し、③療養費支給決定通知書の写しを、市民文化部保険年金室または市民文化部関支所地域サービス室へ提出してください。ただし、亀山市国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者は、手続きは不要です。

### Q.8 入院時の食事代は対象になるの？

住民税非課税世帯で減額認定を受けた人に限ります。該当する人は、各保険者で減額認定証を発行していただき、受診の際に提示すると、食事代の助成が受けられます(亀山市独自の制度)。

ただし、亀山市国民健康保険・後期高齢者医療制度以外の健康保険に加入し減額認定を受けた人は、減額認定証を市民文化部保険年金室へ提示してください。

### Q.9 助成金の確認は？

助成金について詳しくは、振込と同時に発送する「福祉医療費交付決定通知書」をご確認ください。